

柏崎民商工会館

〒945-0822 2022年11月14日
新潟県柏崎市穂波町13番22号
TEL(0257)23-1997 FAX(0257)22-9307
Email:kashiwazaki-minsho@rouge.plala.or.jp

立会人がいる場所で税務調査が始める！若い税務署員が「2階へ一緒にについて行つていいですか？」、どう答えますか？

会員さんの通常の税務調査（任意調査）は、5年ぶりの調査になります。近年の民商会員さんの調査は署員が2人で来ます。今回もベテランの男性署員と若い女性署員が組んできます。

一回目・初日は、「私たちには『守秘義務』があるので、立会人がいる場所ではできない」と2人の署員は調査せずに帰りましたが、二回目の調査日は立会人である武井事務局長がいる場所で、会員さんが提出した3年間分の自主計算ノートや領収書等を2人の税務署員が手分けをして確認し始めました。

しばらくするとベテランの男性署員が「店内を見せてもらってもいいですか？」と会員さんに質問。立会人である武井事務局長が会員さんに「調査には関係ない。見せる必要はありません。ダメです」と伝え、会員さんも「ダメです」と署員へ断りました。

またしばらくしてから、会員さんが今使用している通帳を提出し忘れて、「2階へ取りに行ってきます」と伝えると、今度は若い女性署員が「2階へ一緒にについて行つていいですか？」と会員さんへの質問に、武井事務局長が唖然として「ダメです」と直接伝え、会員さんも「プライベートな部屋なんでダメです」と若い女性署員に強く断りました。さらに「承諾なしの反面調査はしないでください」も訴えました。

任意調査は「その目的の範囲内に限定させ、納税者が任意に提出した関係書類などを調べさせるだけ」です。調査に必要なない「店内」や「自宅」を調べさせる必要はありません。例えば承諾なしに勝手に机やタンスの引き出しをあけたりする調査は違法です。立会人である武井事務局長は確定申告をした納税者ではありません。税務署員は会員さんの納税者としての権利意識を觀ています。納税者である会員さんがきちっと「ダメです。お断りします」と訴えることが重要です（ウラ面参照・税務調査の10の心得）。

班会が始まります！あなたは大丈夫ですか？ 「確定申告」と「インボイス制度」の対策、どうしますか？



11月に入り、「班でお願いされたアンケートと署名を持ってきました」と班長さんの奥さんが事務所へ届けに来ています。アンケートは「新型コロナ禍の営業動向調査アンケート」で、結果をまとめて、市への要望書に反映するアンケート調査になります。署名は「インボイス制度実施中止等を求める」2種類の署名になります。

民商では毎年の確定申告に備え、「班で集まって話し合い相談し助け合う」班会開催を進めています。この秋の班会では「自主計算と確定申告の年内対策」もありますが、「税務署に確定申告で消費税を納めていない業者が死活問題になるインボイス制度」の話し合いなどをしています。今月は2つの班が班会を開催（11月9日現在）。南支部の上条班は地元のコミュニティセンターで開きました。東支部の北条班は会員さんの飲食店で開き、全員参加の予定でしたが1名が欠席になりましたが、全員が思いを発言でき有意義な班会になりました。集まりやすい工夫をこらして班会を開きましょう。

読者や会員の対象者を紹介ください

10月は飲食業を営む方が会員さんの紹介で入会。新型コロナ禍で資金ぐりやインボイス制度などで悩んでいる、知り合い業者も含め大勢の業者がいます。助け合いの「ひと声」をかけ、対象者を紹介ください。

11月の弁護士無料法律相談は15日に

毎月大好評の相談会です。どんな些細なことでも丁寧に対応します。予約制になりますので相談希望者は必ず事務所まで連絡ください。

お願ひです 来所の際は事前に連絡下さい

連絡なしの突然の来所はご遠慮下さい。相談で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいよう、お願ひ致します。

